

第二十条第五項中「前項」を「第一項」とし、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 商標法附則第三条第三項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。この項及び次項において同じ。)の経済産業省令で定める期間は、商標法附則第三条第三項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第一項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

第二十二条第一項中「第三項第七号」の下に「第四条の四」を加え、「並びに第十三条の三」を「第十二条の三並びに第十九条」に、「同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。」を「又は同法第四十一条の二第二項」と、特許法施行規則第四条の二第五項第一号中「特許異議」とあるのは「登録異議」に改め、「昭和三十五年政令第十六号」を削り、「」の規則第四条の三の下に「第五条」を加え、「第二十五条の七第五項」を「第二十五条の七第七項」に、「第三十一条の二第七項、第三十八条の二第三項」を「第三十一一条の二第八項、第三十八条の二第四項、第三十八条の二第五項」に、「第六十九条の二第二項」を「第六十九条の二第三項」に、「第二条第十項、第十条第三項」を「第二条第十一項、第十条第五项」に、「第二十条第三項若しくは第四項」と「第十八条の二第三項、第二十条第四項若しくは第五項」と「」に、「第一条第十項、第十条第三項」を「第二条第十一項、第十条第五项」に、「第二十条第三項若しくは第四項」と、特許法施行規則第十二条の四」を「第十八条の二第三項若しくは第二十条第四項」と、特許法施行規則第十二条の三中「第三十八条の二第八項」とあるのは「商標法第五条の二第五項」と、特許法施行規則第十二条の四に改め、「第十六条第二項中」の下に「第三十八条の二第八項」とあるのは「商標法第五条の二第五項」と、「」を加える。

第二十三条の見出しを「モデル国際様式」に改め、同条中「商標法条約に基づく規則」の下に「又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則」を加える。

様式第八の二中「第2条、第10条」の下に「、第18条の2」を加え、同様式の備考2中「第2条第11項及び第20条第5項」を「第2条第12項」に、「第10条第4項及び第20条第4項」を「第10条第6項、第18条の2第4項及び第20条第5項」に改める。

(特許登録令施行規則の一部改正)

第五条 特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十二号)の一部を次のようにより改正する。

第十条第六項中「様式第十一の二」を「様式第十一」に、同条第七項中「様式第十一」を「様式第十二」に、同条第八項中「様式第十一の二」を「様式第十三」に改める。

第十条の三の次に次の二条を加える。

(登録の申請の例外)

第十一条の四 登録は、次に掲げる場合に応じ、申請書に添付される特許登録令第二十九条第一項第一イの特許権の移転に該当する場合 次に掲げるもの

1 特許権の移転を証明する契約書の謄本又は抄本であつて、認証のあるもの

2 専用実施権の設定、移転、変更又は消滅に該当する場合 専用実施権の設定、移転、変更又

3 は消滅を証明する契約書の謄本又は抄本であつて、認証のあるもの

4 仮専用実施権の設定、移転、変更又は消滅に該当する場合 仮専用実施権の設定、移転、変

更又は消滅を証明する契約書の謄本又は抄本であつて、認証のあるもの

四 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更又は消滅に該当する場合 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更又は消滅を証明する契約書の謄本又は抄本であつて、認証のあるもの

(申請の取下げ)

2 申請の取下げは、登録完了後は、することができない。

3 特許庁長官は、申請の取下げがされたときは、申請書及びその添付書面を還付するものとする。

第十三条の三第二項中「様式第十三」を「様式第十八」に改め、同条を第十二条の六とし、第十三条の二を第十三条の五とし、第十三条の見出しを「弁明書の様式等」に改め、同条中「特許登録令第三十八条第二項」を「前項」に、「様式第十二」を「様式第十七」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特許登録令第三十八条第四項の弁明を記載した書面の提出は、同項の規定による通知の日から二月以内にしなければならない。

第十三条を第十三条の四とし、第十二条の次に次の三条を加える。

(期間の延長の請求の様式等)

第十三条 特許登録令第三十条第二項又は第三項の規定による期間の延長の請求は、様式第十五にようしなければならない。

2 特許登録令第三十条第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項の規定により特許庁長官が指定した期間の末日(当該期間の末日が特許法第三条第二項の規定の適用を受けるとき)については、同項の規定の適用がないものとした場合における当該期間の末日)の翌日から二月とする。

(手続補正書の提出期間)

第十三条の二 特許登録令第三十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、同項の規定による命令の日から二月とする。

(手続補正書の様式)

第十三条の三 手続の補正是、様式第十六によりしなければならない。

(モデル国際様式)

第十三条の七 手続は、この省令で定める様式のほか、特許法条約に基づく規則20(1)に規定する七

様式第七の備考16に後段として次のように入れる。

また、第10条の4の規定により登録権利者だけで申請するときは、「申請人(登録義務者)」の欄及び印)は不要とし、登録義務者の印(登録義務者が法人の場合にあつては「代表者」の欄及び印)は登録権利者」とし、登録権利者の印(登録権利者が法人の場合にあつては「代表者」の欄及び印)は不要とする。

(手続補正書の様式)

第十三条中「様式第13(第13条の3関係)」や「様式第18(第13条の6関係)」に改め、同様式を

(手続補正書の様式)

様式第11中「様式第12(第13条関係)」や「様式第17(第13条の4関係)」に改め、同様式を

(手續補正書の様式)

弁明に係る書類名 「5 起案番号及び書類名
弁明の内容 「6 弁明の内容
添付書面の目録 「7 添付書面の目録
添付書面の目録 「8 添付書面の目録

に改め、同様式を様式第十七に改める。

(手續補正書の様式)

様式第十一の二中「様式第11の2」を「様式第13」に改め、同様式を様式第十一に改める。

(手續補正書の様式)

様式第十一中「様式第11」を「様式第12」に改め、同様式を様式第十二に改める。

(手續補正書の様式)

様式第十一の二中「様式第10の2」を「様式第11」に改め、同様式を様式第十一に改める。

(手續補正書の様式)

弁明に係る書類名 「5 起案番号及び書類名
弁明の内容 「6 弁明の内容
添付書面の目録 「7 添付書面の目録
添付書面の目録 「8 添付書面の目録

に改め、同様式を様式第十七に改める。

(手續補正書の様式)

様式第十一の二中「様式第11の2」を「様式第13」に改め、同様式を様式第十一に改める。

(手續補正書の様式)

様式第十一中「様式第11」を「様式第12」に改め、同様式を様式第十二に改める。